

昭和五十一年通商産業省令第二十六号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則

石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、石油備蓄法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
 - 第二章 石油の備蓄
 - 第三章 災害時石油供給連携計画の届出等（第二十六条の二—第二十六条の九）
 - 第四章 石油輸入業者の登録等
 - 第五章 国家備蓄石油（第三十四条の二）
 - 第六章 助告等（第三十四条の三—第三十四条の五）
 - 第七章 雜則（第三十五条—第五十一条）
 - 附則
- 第一章 総則**
- 第一節 石油輸入業者の登録（第二十七条—第三十一条）**
- 第二節 石油精製業等の届出（第三十二条—第三十四条）**
- 第五章 国家備蓄石油（第三十四条の二）**
- 第六章 助告等（第三十四条の三—第三十四条の五）**
- 第七章 雜則（第三十五条—第五十一条）**
- 附則**
- （用語）**
- 第一条 この省令において使用する用語は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第十九条）において使用する用語の例による。
- 第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む）、軽油及び重油とする。
- （特定設備）**
- 第三条 法第二条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 1 日の処理能力（キロリットル） $= 0.019 \times R^2$
- Rは、蒸留塔の、その中心線に垂直な面に属する内径のうち最大のものをセンチメートルで表した数値とする。
- 2 法第二条第四項の石油精製の用に供する設備であつて経済産業省令で定めるものは、石油改質設備及び石油分解設備であつて、次の各号に掲げるもの以外のものとする。
- 一 試験研究用のもの
- 二 改質油の全部が芳香族系炭化水素を抽出するための設備に直結する導管を通じて送油され、その大部分が芳香族系炭化水素として抽出されるもの
- （石油販売業者）
- 第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。
- 一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に規定する指定数量
- 二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が五トン
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量
- イ 原油にあつては、千キロリットル
- ロ 捸発油にあつては、二千四百キロリットル
- ハ 灯油にあつては、六十キロリットル
- ニ 軽油にあつては、千八百キロリットル
- ホ 重油にあつては、百二十キロリットル

ヘ 石油ガスにあつては、三百六十トン

（特定石油販売業者）

第五条 法第二条第七項の経済産業省令で定める石油の年間の販売量は、二百五十万キロリットルとする。

法第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係は、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）を直接又は間接に保有している関係をいう。

前項の場合において、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有しているかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該石油販売業者が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合

二 出資関連法人（当該石油精製業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。）が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

イ 当該石油販売業者

ロ その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されている法人

（1）当該石油販売業者

（2）その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が当該石油販売業者により所有されている法人

（石油販売業者）

第二章 石油の備蓄

第一節 石油備蓄目標

（石油備蓄目標）

第六条 法第四条第一項の石油備蓄目標は、毎年度の開始後遅滞なく定めるものとする。ただし、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため、当該年度の開始後遅滞なく、当該年度以降の五年間にについての同条第二項各号に掲げる事項を定めることができ難であるときは、この限りでない。

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄

（石油精製業者等）

第七条 法第五条第一項の石油精製業者、特定石油販売業者又は石油輸入業者のうち経済産業省令で定めるものは、それぞれ次とのとおりとする。

一 石油精製業者（届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量が十万キロリットル以上であるもの）

二 特定石油販売業者（届出月の直前の十二箇月の石油の販売量が二百五十万キロリットル以上であるもの）

三 石油輸入業者（届出月の直前の十二箇月の石油の輸入実績を有するもの。この場合において、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第三号に規定する外国貨物である指定石油製品であつて、同法第二十九条に規定する保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の燃料として当該船舶又は航空機に積み込むことを目的として代金の全部について決済を要しない貨物として輸入したもの（以下「特定石油製品」という。）の数量及び潤滑油、石油コーケス、石油ろう等（以下「潤滑油等」という。）の製造の事業を行う者（以下「潤滑油等製造業者」という。）で石油精製業者以外のものの潤滑油等の製造のための原料として輸入した石油の数量は、届出月の直前の十二箇月の石油の輸入量に算入しないものとする。）

四 前三号に掲げるもののほか、過去前三号のいずれかに該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油の量が法第五条第一項の規定により算定されているもの

(石油基準備蓄量等の届出)
第八条 法第五条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

2 法第五条第一項の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者にあつては第一号から第十号までに掲げる事項、特定石油販売業者にあつては第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項、石油輸入業者にあつては第一号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項とする。

一 届出月の前月の指定石油製品の生産量（石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 国産原油を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ロ 購入した指定石油製品を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ハ その工場において燃料用、洗浄用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の前月中に消費した指定石油製品の数量

二 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものとの数量を合計した数量

ホ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に對して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ヘ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用したものの中のうち製造した潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものとの数量及び潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものとの数量に相当する原料として使用したものとの数量

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち石油化学製品（アンモニアを含む。以下同じ。）の製造の事業を行ふ者（以下「石油化学製品製造業者」という。）に対しても石油化学製品の製造のための原料として販売された指定石油製品の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したものとの数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

リ 届出月の前月中に製造した指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品の数量（石油、化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量については、当該石油化学製品の製造のための原料として使用した原油（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）、ナフサ、灯油及び軽油の数量に相当するものの数量に限る。）を除く。）

二 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品のうち当該石油精製業者が製造したもの（以下「特定生産使用量」）を届出月の前月中に販売したものの数量に、特定生産使用量に相当するもの（以下「特定生産販売等量」）を除く。）

という。）を加算した数量（以下「特定生産販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ロ 特定生産販売等量のうち輸出量と輸出を目的として販売した指定石油製品の数量とを合計した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品製造業者に對して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

二 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ハ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

三 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第二条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

二 特定輸入販売等量のうち石油化学製品製造業者に對して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

二 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

四 自ら輸入した原油の届出月の前月の販売量に自ら輸入した原油のうち届出月の前月中に指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料以外のために使用した数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に對して販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造のために使用した数量

ロ 潤滑油等製造業者に潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

二ハ 潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量 石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として届

販売した原油（第一号リに規定する原油に限る。以下この号において同じ。）の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された原油の数量のうち当該石油化学製品製造業者が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用したものの数量以外の数量を控除した数量

石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量のうち製告

した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものと、該石油化学製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものとの数量を合計した数量を空余とした指定石油製品の輸入量から次に掲げる数量

イ 届出月の前月中に輸入した特定石油製品の品種別の数量
ロ 届出月の前月に輸入した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造の

ための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

した占める割合の量の、逆に製造される潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものとの数量別の数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの品種別

ホ サ 灯油及び軽油の数量を控除した数量
届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用了したものとの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指

定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

連續的に販売した指定石油製品のうち当該石油製業者又は特定石油販売業者が販売したもの
の数量を先販売等量³と製業者又は特定石油販売業者の特定生産使用量を加算した数量（以下「生
産販売先販売等量」という）から、次に掲げる数量を合計した数量（以下「生
産販売先販売等量」）のうち国産原油を原料として製造した指定石油製品の数量

口
生産販売先販売等量のうち輸出量と輸出を目的として販売された数量とを合計した数量
生産販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として
販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油

二 製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量
生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の
数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量
生産販売先販売等量のうち石油化学製品製造業者に対する石油化学製品の製造のための原

逐月貿易引当額に等しいもの、即ち石鹼化製品の輸出額と輸入額の差額として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、該石油化學製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の

七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に
継続的に販売した指定石油製品のうち当該石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したもの
の品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量
(以下「輸入販売先販売等量」という)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

口 イ
輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量
輸入販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として
販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の
数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量
前記二項の合計額と同一の額であることを意味する。

ハ、輸入販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の量のうち石油化學製品製造業者品種別に数量を控除した数量

示す。輸入販売先販売等量のうち石油化製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を割除した数量とし、貯蔵するためのナフサ、灯油及び軽油の数量が相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を割除した数量

八 油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油基準備蓄量の算定に際し参考とした事項

十九 次条の規定に基づき算定される石油基準備蓄量
二十 第十二条第二項第一号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、そ
の算定の方法

九条 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量

を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の

品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者にあつては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とす。前項の規定によつて算出する。」を合併して「合併して算出する。」とし、第一節の日数で除した数量とする。ただし、当該の数量を算出する場合においては、右の規定による。

当該変更後の数量をもって法第五条第一項の石油基準に備蓄量により当該数量が変更された場合には、

三三四
その者に係る前条第二項第三号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
その者に係る前条第二項第四号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量
その者に係る前条第二項第五号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

六 その者に係る前条第二項第六号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
七 その者に係る前条第二項第七号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
八 儲蓄の増強による石油の輸入に當て得られる数量
九 石油精製業者等

前項本文の規定により得られた奨量を変更することができるものとする。
石油精製業者等は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた奨量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(我が国の石油の消費量の算定方法)

第十一条 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第四号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 国産原油以外の原油を原料として届出月の直前の十二箇月中に製造された指定石油製品の数量

二 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸入量から特定石油製品の輸入量を控除した数量

三 輸入された原油のうち届出月の直前に指定石油製品、潤滑油等又は石油化学製品の製造のための原料以外のために使用された数量

四 届出月の直前の十二箇月の開始の日に指定石油製品の製造、販売又は輸入の事業を行う者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸出量から特定石油製品の輸出量を控除した数量

六 届出月の直前の十二箇月の終了の日に第四号に規定する者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

七 第四号に規定する者が燃料用、洗じよう用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の直前の十二箇月中に消費した指定石油製品の数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適當と認められる指定石油製品の数量

(石油の保有の方法)

第十二条 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。)

三 貨車

四 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第一百五号)第二条第二項に規定する石油パイプライン(原油の数量の指定石油製品の数量への換算の方式)

第十三条 法第六条第二項前段の規定により原油をもつて指定石油製品に代えることができる場合は、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる場合とする。

2 法第六条第二項後段に規定する換算の方式は、次のとおりとする。ただし、法第八条第二項の規定により確認を受けている二以上の石油精製業者等は、その指定石油製品に代えて保有した原油を合計した数量が次の各号の方式で換算された指定石油製品に代えることができる原油の数量の合計した数量以下である限りにおいて、原油をもつて指定石油製品に代えることができる。

一 原油をもつて石油精製業者等が製造した指定石油製品に代える場合においては、原油一キロリットルをもつて指定石油製品〇・九五キロリットルに換算するものとする。

二 原油をもつて石油精製業者等が輸入した指定石油製品に代える場合においては、石油基準備蓄量の石油を供給できる範囲内で法第五条第一項により当該石油精製業者等が届け出された方式とする。

(石油基準備蓄量の減少の申出)

第十三条 法第七条第一項の申出をしようとする者は、様式第三による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(石油基準備蓄量の減少の承認の申請)

第十四条 法第八条第一項の承認を受けようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等がその増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

(取引関係)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する取引関係にある石油精製業者等(法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。)は、同項の確認を受けることができるものとする。

一 当該二以上の石油精製業者等が石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の生産、販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行うこと。

二 二の石油精製業者等の場合において、一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

三 三以上の石油精製業者等の場合において、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。

イ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれに、継続的に石油を販売していること。

ロ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれから、継続的に石油を購入していること。

ハ 当該三以上の石油精製業者等が石油の供給に関し相互に密接な関係にある場合において、当該三以上の石油精製業者等のうち二以上の石油精製業者等が、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあり、かつ、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等以外のもののそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出)

第十六条 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第五による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間の取引関係を証する書類その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(取引関係の変更の届出等)

第十七条 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等の間の取引関係の変更があつたときは、当該石油精製業者等は、遅滞なく、様式第六による届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該変更後の取引関係が第十五条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その届出をした石油精製業者等に、その旨の通知をするものとする。

第十八条 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等は、その確認を受けていないこととしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る確認を受けていないこととする予定期日以後当該石油精製業者等は、当該確認を受けていないものとする。

(命令発動の要件)

第十九条 経済産業大臣は、法第九条第一項本文に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をするものとする。

一 連続する七回の第三十五条第二項第一号に規定する各測定日に係る同号に規定する平均石油保有量が石油基準準備蓄量を下回つており、又は連続する七回の同号に規定する測定日の間ににおいて石油保有量が石油基準準備蓄量を下回つておる期間が相当の割合以上を占めていること。

二 石油保有量が石油基準準備蓄量を相当程度下回つておる場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するに至ることが困難であると認められること。

第三節 石油ガスの備蓄

第二十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

- 一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの（経済産業大臣（国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。）を除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、過去前号に該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油ガスの量が法第十条第一項の規定により算定されているもの（経済産業大臣（国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。）を除く。）

（石油ガス基準準備蓄量等の届出）

第二十一条 法第十条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量
- イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものとの数量を合計した数量
- ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売した石油ガスの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量
- ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用したものとの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量
- 二 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油ガス基準準備蓄量の算定に際し参考とした事項
- 三 次条の規定に基づき算定される石油ガス基準準備蓄量

（石油ガス基準準備蓄量の算定）

第二十二条 法第十条第一項の石油ガス基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準準備蓄量とする。

2 備蓄の増強のための石油ガスの輸入その他経済産業大臣が適当と認めた場合には、石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。

3 石油ガス輸入業者は、前項の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十三条 法第十条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量は、第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量

二 届出月の直前の十二箇月の開始の月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならない石油ガスの数量を合計した数量

三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油ガスのうち輸出した数量

四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならない石油ガスの数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用された石油ガスの数量

六 第三号から前号までに掲げるもののほか、石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量その他の第一号及び第二号に掲げる数量から控除することができる石油ガスの保有の方法

第二十四条 法第十二条第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

- 一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の製造の許可に係る事業所
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物
- 四 本邦内の船舶
- 五 貨車

（取引関係）

第二十五条 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行う取引関係にある二以上の石油ガス輸入業者（法第十二条第二項において準用する法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。）は同項の確認を受けることができるものとする。

（準用等）

第二十六条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準準備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」とあるのは「法第七条第一項」において準用する法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第一号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第一号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等

（災害時石油供給連携計画を作成する地域）

第二十六条の二 法第十三条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
第四地域	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
第五地域	福島県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
第六地域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第七地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第八地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第九地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第十地域	沖縄県

（特定石油精製業者等の要件等）

第二十六条の三 法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力（複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる

指定石油製品の貯蔵施設にあつては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力)が、二千キロリットルであることとする。

2

法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準備蓄量(第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。)が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準備蓄量を合計した数量のおおむね一パーセント以上であることとする。

(災害時石油供給連携計画の届出)

第二十六条の四 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2 法第十三条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の三による届出書を提出してしなければならない。

(災害時石油供給連携計画の記載事項)

第二十六条の五 法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油(指定石油製品に限る。以下この号において同じ。)の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

三 災害時石油供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

(災害時石油ガス供給連携計画を作成する地域)

第二十六条の六 法第十四条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域	第一地域	北海道
第二地域	青森県	岩手県	宮城県
第三地域	茨城県	栃木県	群馬県
第四地域	福島県	石川県	岐阜県
第五地域	富山県	静岡県	秋田県
第六地域	福井県	滋賀県	埼玉県
第七地域	富山県	島根県	千葉県
第八地域	徳島県	香川県	東京都
第九地域	佐賀県	愛媛県	神奈川県
	沖縄県	高知県	新潟県
		長崎県	山梨県
		熊本県	宮崎県
		大分県	鹿児島県

(特定石油ガス輸入業者等の要件等)

第二十六条の七 法第十四条第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

1 次のイ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 石油ガス基準備蓄量がおおむね五万トン以上の石油ガス輸入業者であること。

ロ 年間おおむね五万トン以上の石油ガスを販売している石油販売業者(石油ガスの販売を行う事業を行う者に限る。ハにおいて同じ。)であること。

ハ イ又はロに該当する者と資本関係、人的関係等を有する石油販売業者であつて、第二十六条の六の表に定める地域に石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場を設置している石油販売業者であること。

二 我が国における災害の発生により第二十六条の六の表に定める地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給の確保に資する見込みが十分にあると認められること。

(災害時石油ガス供給連携計画の届出)

第二十六条の八 法第十四条第四項前段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による特定石油ガス輸入業者等の指定に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(災害時石油ガス供給連携計画の届出)

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の五による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(災害時石油ガス供給連携計画の記載事項)

第二十六条の九 法第十四条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 災害時石油ガス供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

第四章 石油輸入業の登録等

第一節 石油輸入業の登録

(登録の申請)

第二十七条 法第十七条第一項の規定により法第十六条の登録を受けようとする者は、様式八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、経済産業大臣は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により登録申請者(法人である場合にあつては、その役員(同法第十四条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該申請者に対し、当該申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 様式第九により作成した登録申請者の履歴書

二 法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 法第六条第一項の規定による石油の保有に必要と認められる施設を権原に基づいて利用できることを証する書面

四 貯蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面

(変更登録)

第二十八条 法第二十条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第二十九条 法第二十条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十二による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、石油輸入業者が個人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、第二十七条第二項ただし書の規定によるものとする。

一 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、第二十七条第二項第二号に掲げる書類

二 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたとき、第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる書類及び法第十七条第二項に規定する法第十

九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

るもの」と、「第一項の規定に基づく」とあるのは「前条第一項の規定に基づく」と読み替えるものとする。

第三十三条の五 石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものは、第三十四条の三又は前条の規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、速

やかに、変更には
第二章

(生産量等の届出)
第七章 森貝

毎週土曜日の製油所等石油在庫量	様式第二十二の十七	第三十五条 法第三十六条の規定による指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量の届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。
毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量	様式第二十二の十八	届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。
当該月以降三月間の石油需給予定量	様式第二十二の十九	法第三十六条の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者等にあつては第一号に掲げる事項、特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、石油ガス輸入業者にあつては第三号に掲げる事項とする。
(前条第一項)	2	
毎月六日まで		

の告示が行われた日の属す届出月の前月の、十五日及び末日（以下「測定日」という。）における石油（石油ガスを除く。以下この項において同じ。）保有量及び平均石油保有量（各測定日及び当該測定日の直前

る月にあつては、告示が行つて、この日から、他の備蓄状況に関する事項

二 届出月の前月の測定日における石油の貯蔵施設の貯藏能力及び貯蔵量その他の施設の能力に関する事項

三
届出月の前月の測定日における石油ガス保有量及び平均石油ガス保有量（各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油ガス保有量を合計した数量を一で除して得られる数量をいい。下に同じ。）
翌週火曜日までの算式第二十一の十二

毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況
で
様式第二十一の十三
3 前項に掲げる事項の届出は、届出月の末日までに、様式第一二三による届出書を提出してしなければならない。

(石油輸入業者に係る承継の届出)
第三十六条 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位の承継の届出をしようとする者

は、様式第一十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。
様式第二十二の十四
毎週日曜日から土曜日までの石油輸入実績

一 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の事業の全部を譲り受けて石油輸入業者の地位を承継したものにあつては、様式第二十五による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書類を提出する。

三 法第三百三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第二十七による書面及び戸籍謄本

四 法第三十七条第一項の規定により合併によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十七条第一項の規定により分割によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあつては、様式第二十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 石油輸入業者の地位を承継した者（地位を承継した者が法人である場合においてはその法人及びその法人の役員を含む。）が法第十九条第一項第一号から第六号までに該当しないことを
毎月六日まで様式第二十二の十九
当該月以降三月間の石油需給予定量
当該月以降六月間の石油ガス需給予定量

供産業大臣は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われた日までの間ににおいて、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるとき、前項第六号に規定する法第十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面は、兼式第十こより作成しなければならぬ。

石油業者に通知して、第一項の規定に基づく報告よりも詳細な報告をさせることができ
る（技術的読替え等）

項において「届出月」という。)の」とあるのは、「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者」のうち当該承継の日前における「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者(うち当該承継の日前における石油輸入業者に該当しないもの及び合併により設立された法人であるものに関する法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)の」とあるのは、「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは、「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

第三十八条 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者に係る承継の届出をしようとする者は、第七条第一号又は第四号に該当するものとする。

(石油精製業者に係る承継の届出)

第三十九条 法第三十八条第二項の規定により石油精製業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十九による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の事業の全部を譲り受けた石油精製業者の地位を承継したものにあつては、様式第三十による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面

二 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第三十一による書面及び戸籍謄本

三 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第三十二による書面及び戸籍謄本

四 法第三十八条第一項の規定により合併によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十八条第一項の規定により分割によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあつては、様式第三十三による書面及びその法人の登記事項証明書

(技術的読替え等)

第四十条 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者(第二項に規定するものを除く。)に関する法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)の」とあるのは、「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者(第二項に規定するものを除く。)に関する法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)の」とあるのは、「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者(うち当該承継の日前において石油精製業者に該当しないもの及び合併により設立された法人であるものに関する法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)の」とあるのは、「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは、「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

(準用)

第四十一条 前三条については特定石油販売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十八条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	法第三十九条第一号	法第三十九条第二項
第三十九条第一号	法第三十八条第一項	法第三十九条第一項
第三十九条第二号	法第三十八条第一項	法第三十九条第二項
第三十九条第三号	法第三十八条第一項	法第三十九条第三項
第三十九条第四号	法第三十八条第一項	法第三十九条第四項
第三十九条第五号	法第三十八条第一項	法第三十九条第五項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第六項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第七項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第八項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第九項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第十項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第十一項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第十二項
第四十条	法第三十九条第一項	法第三十九条第十三項
第四十二条	法第三十九条の規定による帳簿の記載は石油精製業者等にあつては、毎月の測定日ににおける石油保有量及び平均石油保有量が明らかになるようにしなければならない。	法第三十九条の規定による帳簿の記載は石油精製業者等にあつては、毎月の測定日ににおける石油保有量及び平均石油保有量が明らかになるようにならなければならない。
4	法第三十九条の規定は、石油精製業者等の主たる事業場に備えなければならない。	法第三十九条の規定は、石油精製業者等の主たる事業場に備えなければならない。
4	法第三十九条の規定は、石油精製業者等に準用する。この場合において、前二項中「石油精製業者等」とあるのは、「石油ガス輸入業者」と、第一項中「石油保有量」とあるのは、「石油ガス保有量」と、「平均石油保有量」とあるのは、「平均石油ガス保有量」と読み替えるものとする。	法第三十九条の規定は、石油精製業者等に準用する。この場合において、前二項中「石油精製業者等」とあるのは、「石油ガス輸入業者」と、第一項中「石油保有量」とあるのは、「石油ガス保有量」と、「平均石油保有量」とあるのは、「平均石油ガス保有量」と読み替えるものとする。
4	法第三十九条の帳簿は、閉鎖の日から半年間保存しなければならない。	法第三十九条の帳簿は、閉鎖の日から半年間保存しなければならない。
4	(電磁的方法による保存)	(電磁的方法による保存)
第四十三条	前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されること	前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されること

ができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第四十四条 法第四十条第三項に規定する証明書は、様式第四十四によるものとする。

第四十五条 削除

(単位期間等)

第四十六条 法第四十二条第二項の単位期間は、三月十一日から九月十日までの期間及び九月十一日から三月十日までの期間とする。(ただし、七月十一日から九月十日までの期間又は一月十一日から三月十日までの期間になされた貸付けに係る第一回目の単位期間は、当該貸付けの日から三月十日までの期間又は九月十日までの期間とすることができる。)

2 法第四十二条第二項の規定により利子補給金の額を計算する場合は、当該単位期間における貸付残高の存する日数に一日当たりの利子補給率(同項の規定により、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める年当たりの利子補給率を三百六十五で除して得られる率とする。)を乗じてするものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第四十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の提出又は次項で定める電磁的方法をもって行うことができる。

一 第九条第三項の申請書及び第二十二条第三項の申請書

二 第十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)の届出書

三 第十四条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の申請書

四 第十六条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の届出書

五 第十七条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の届出書

六 第十八条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の届出書

七 第二十七条第一項の申請書

八 第二十八条の申請書

九 第二十九条の届出書

十 第三十条の届出書及び同条第三項の添付書類(同項第一号及び第四号イに掲げる書類を除く。)

十一 第三十二条第一項の届出書及び同条第三項の添付書類(同項第一号及び第四号イに掲げる書類を除く。)

十二 第三十二条第四項の届出書

十三 第三十二条第五項の届出書

十四 第三十三条第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類

十五 第三十三条第五項の届出書

十六 第三十三条第六項の届出書

十七 第三十四条第一項の届出書

十八 第三十四条第三項の届出書

十九 第三十四条第四項の届出書

二十 第三十六条第一項の届出書

二十一 第三十九条の届出書

二十二 第四十二条第一項において読み替えて準用される第三十九条の届出書

二十三 第四十一条第二項において読み替えて準用される第三十九条の届出書

2 前項の電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第五十一条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一 法第五条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする特定石油販売業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び指定石油製品生産量等実績届出様式に記録すべき事項)

二 法第五条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする特定石油販売業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び石油精製業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び石油輸入業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス基準準備蓄量及び石油ガス輸入業の実績届出様式に記録すべき事項)

三 法第五条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする石油輸入業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び石油輸入業の実績届出様式に記録すべき事項)

四 法第十条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油ガス基準準備蓄量等の届出をしようとする石油ガス輸入業者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス基準準備蓄量及び石油ガス輸入業の実績届出様式に記録すべき事項)

五 法第二十一条の規定による経済産業大臣への石油輸入業の廃止の届出をしようとする者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業開始届出様式に記録すべき事項)

六 法第二十六条第三項の規定による経済産業大臣への石油精製業の廃止の届出をしようとする者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油精製業廃止届出様式に記録すべき事項)

七 法第二十八条第一項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の開始の届出をしようとする者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業開始届出様式に記録すべき事項)

八 法第二十八条第二項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の変更の届出をしようとする者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業変更届出様式に記録すべき事項)

九 法第二十八条第三項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者(経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業廃止届出様式に記録すべき事項)

十 法第三十六条の規定による絏済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油精製業者等(絏済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項)

十一 法第三十六条の規定による絏済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油ガス輸入業者(絏済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項)

十二 法第三十二条第一項の規定により絏済産業大臣に必要な情報の報告をしようとする石油業者(石油販売業者(特定石油販売業者を除く。)を除く。)第一項の絏済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な報告様式に記録すべき事項

第一条 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(経過措置)

第二条 昭和五十一年度における石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十一年六月三十日」とする。

附 則 (昭和五二年二月一〇日通商産業省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月一日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月一四日通商産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月二九日通商産業省令第三八号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十六年度における石油ガスに係る石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十六年九月三十日」とする。

2 昭和五十五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定に関する第十九条の六の規定の適用については、同条第二号を「二、昭和五十四年における各石油ガス輸入業者の石油ガスの輸入量に三百六十五分の五を乗じて得た数量を合計した数量」とする。

附 則 (昭和五七年三月一三日通商産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月一四日通商産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月一四日通商産業省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月一三日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月一八日通商産業省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月一三日通商産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月一三日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月八日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年二月一三日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一一日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月一九日通商産業省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年二月一四日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年二月一五日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成五年の石油ガスの輸入量等の届出に関する第十九条の三の規定の適用については、同条第二項第一号ロ及びハ中「控除した数量」とあるのは、「控除した数量に、二分の一を乗じて得られる数量」とする。

2 平成五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定方法に関する第十九条の六の規定の適用については、同条第五号中「数量」とあるのは、「数量に二分の一を乗じて得られる数量」とする。

附 則 (平成七年一〇月三一日通商産業省令第九三号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成八年四月一日)から施行する。ただし、第八条、第九条、第十条、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第二十一条及び第二十二条の二並びに附則第二条の規定は、平成八年二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成八年二月に届け出なければならない石油ガス以外の石油の生産量等又は石油ガスの輸入量等についての改正後の石油備蓄法施行規則第八条及び第十九条の三の規定の適用については、これららの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

附 則 (平成九年三月二六日通商産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一九日通商産業省令第一八六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二九日通商産業省令第九九号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年一一月二二日通商産業省令第二二九号)

この省令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十四年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年四月二四日通商産業省令第七七号)

この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三日通商産業省令第九号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月一九日通商産業省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日通商産業省令第四〇号)

この省令は、石油公団法及び金属鉱業事業法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月三二日通商産業省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月二六日経済産業省令第三六号）
 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）抄

（施行期日）
 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二八日経済産業省令第七八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年七月六日経済産業省令第五二号）
 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三一日経済産業省令第八一号）
 この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項」の下に「特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項」を加える部分及び「第二号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二三日経済産業省令第二七号）
 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一二月四日経済産業省令第八六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）
 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）
 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）
 この省令は、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

様式第1（第8条、第21条、第35条関係）（平12経産令229・全改、平18経産令36・平24経産令81・平28経産令86・令元経産令17・令2経産令22・一部改正）
 基準備蓄量等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第5条第1項（第10条第1項）及び第36条の規定により、基準備蓄量等を別紙のとおり届け出す。

備考 1 用紙の大きさは、日本商業規格A4とする。

2 別紙は石油精製業者にあっては第1表の様式、特定石油販売業者にあっては第2表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第3表の様式、石油輸入業者にあっては第4表の様式によること。

3 第37条第1項及び第40条第1項（第41条において準用する場合を含む。）に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項並びに前月の当該承継の日前におけるその者及び被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載し、第37条第2項及び第40条第2項（第41条において準用する場合を含む。）に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項及び前月の当該承継の日前における被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載すること。

第1表

指定石油製品生産量等実績及び基準備蓄量

年 月実績
単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の生産関係	指定 石油 製品 合計
① 指定石油製品の生産量	
② 国内買油から製造した指定石油製品の数量	
③ 購入原料油から製造した指定石油製品の数量	
④ 自家用等として消費した指定石油製品の数量	
⑤ 輸出向け指定石油製品の生産量	
⑥ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の生産量（副生分を除く）	
⑦ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	
⑧ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の生産量（副生分を除く）	
⑨ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工場において副生された指定石油製品の数量	
⑪ ①～⑩+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	
(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定 石油 製品 合計
⑫ 買入した特定生産製品の販売量	
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量	

⑭ ⑫のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
⑮ ⑫のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	
⑯ ⑫のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）	
⑰ ⑫のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	
⑱ ⑫のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）	
⑲ ⑫のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量	
⑳ ⑫～⑯+⑰+⑱+⑲+⑳	
(3) 特定生産製品の販売関係	指定 石油 製品 合計
㉑ 生産販売先販売量	
㉒ ㉑のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量	
㉓ ㉑のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
㉔ ㉑のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	
㉕ ㉑のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）	
㉖ ㉑のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	
㉗ ㉑のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）	
㉘ ㉑のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量	

$\textcircled{3} \textcircled{1} - (\textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3})$				
	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油
(4) 指定石油製品の輸入関係	/	/	/	/
③ 指定石油製品の輸入量	/	/	/	/
④ 特定石油製品の輸入量	/	/	/	/
⑤ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量 (副生分を除く)	/	/	/	/
⑥ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	/	/	/	/
⑦ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
⑧ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	/	/	/	/
⑨ $\textcircled{3} \textcircled{1} - (\textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3})$	/	/	/	/
(5) 購入した特定輸入製品の販売関係	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油
⑩ 特定輸入販売等量	/	/	/	/
⑪ ⑩のうち特定石油製品の数量	/	/	/	/
⑫ ⑩のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
⑬ ⑩のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	/	/	/	/
⑭ ⑩のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
⑮ ⑩のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	/	/	/	/

$\textcircled{3} \textcircled{1} - (\textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3} + \textcircled{3})$				
	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油
(6) 特定輸入製品の販売関係	/	/	/	/
⑯ 輸入販売先販売等量	/	/	/	/
⑰ ⑯のうち特定石油製品の数量	/	/	/	/
⑱ ⑯のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
⑲ ⑯のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	/	/	/	/
⑳ ⑯のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉑ ⑯のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉒ ㉑ - (㉑ + ㉑ + ㉑ + ㉑ + ㉑)	/	/	/	/
(7) 輸入原油の販売関係				原油
㉓ 自己輸入原油の販売量	/	/	/	/
㉔ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/	/	/	/
㉕ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/	/	/	/
㉖ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/	/	/	/
㉗ 潤滑油等製造原料用原油の使用量	/	/	/	/
㉘ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉙ 石油化学製品製造原料用原油の使用量(副生分を除く)	/	/	/	/

\oplus	$\oplus + \ominus - (\oplus + \ominus + \oplus + \ominus)$					
(8) 基準蓄量の算定等	指定石油製品合計量	揮発油	灯(ジェット燃料油を含む。)	潤滑油	重油	原油
(9) 直前12箇月の義務対象生産量×70						
(10) 直前12箇月の義務対象特定生産販売等量×15						
(11) 直前12箇月の義務対象生産販売先販売等量×15						
(12) 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70						
(13) 直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15						
(14) 直前12箇月の義務対象輸入販売先販売等量×15						
(15) 直前12箇月の義務対象原油貯蔵使用量×70						
(16) $(\oplus + \ominus - \oplus_2 + \ominus_2 - \ominus_3 + \ominus_4) \div \text{直前12箇月の日数}$						
(17) 第5条第2項第8号に掲げる事項						
(18) 基準蓄量						
(19) 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

紙2枚

石油販売量等実績及び基準備蓄量

年 月 実績
単位：走口日以上

単位：キロリットル

(i) 指定石油製品の委託精製関係	指定石油製品合計
① 委託精製に係る指定石油製品の数量	
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
③ 購入原料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量	
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量	
⑥ 委託精製に係る润滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量(副生分を除く)	
⑦ 委託精製に係る润滑油等製造業者用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用オフサ、灯油及び軽油の数量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造用原料用オフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑩ 指定石油製品等以外の物品(製造工場において貯蔵された)の指定石油製品の数量	
⑪ ①- (②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	

(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計			
⑫ 特定生産販売等量				
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量				
⑭ ⑫のうち輸出向け指定石油製品の販売量				
⑮ ⑫のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)				
⑯ ⑫のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)				
⑰ ⑫のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)				
⑲ ⑫のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)				
⑳ ⑫のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量				
㉑ ㉑-(㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘)				
㉒ 指定石油製品の輸入関係	揮発油 (ジェット燃料油を含む)	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油
㉓ 指定石油製品の輸入量	/	/	/	/
㉔ 特定石油製品の輸入量	/	/	/	/
㉕ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉖ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	/	/	/	/
㉗ 油化学会製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/

㉘ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	/	/	/	/
㉙ ㉙-(㉚+㉛+㉜+㉝+㉞)	/	/	/	/
㉚ 購入した特定輸入製品の販売関係	揮発油 (ジェット燃料油を含む)	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油
㉛ 特定輸入販売等量	/	/	/	/
㉜ ㉛のうち特定石油製品の数量	/	/	/	/
㉝ ㉛のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉞ ㉛のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉟ ㉛のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	/	/	/	/
㉟ ㉟-(㉚+㉛+㉜+㉝+㉞)	/	/	/	/
㉚ 輸入原油の販売関係	/	/	/	原油
㉛ 自己輸入原油の販売量	/	/	/	
㉜ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/	/	/	
㉝ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/	/	/	
㉞ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/	/	/	
㉟ 潤滑油等製造原料用原油の使用量	/	/	/	
㉟ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量(販売先の生産に確実に使用されなかった副生分を除く)	/	/	/	

⑪ 石油化学製品製造原料用原液の等量(溶剂等の副製品製造用原料などを使用しなかった副生分を除く)					
⑫ ⑪-⑩- (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					
(6) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油(ジェット燃料油を含む)	軽油	重油 原油
⑬ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70					
⑭ 直前12箇月の義務対象特定輸入量×15					
⑮ 直前12箇月の義務対象輸入量×70					
⑯ 直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15					
⑰ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70					
⑱ ⑬+⑭、⑭+⑮、⑯+直前12箇月の日数					
⑲ 第8条第2項第8号に掲げる事項					
⑳ 基準備蓄量					
㉑ 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式					

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ②から⑪までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イから今までに掲げる数量を、⑬から⑯までの欄にはそれぞれ同項第2号イからトまでに掲げる数量を、⑰から⑲までの欄にはそれぞれ同項第5号イからホまでに掲げる数量を、⑳から㉑までの欄にはそれぞれ同項第4号イからホまでに掲げる数量を、㉑の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㉒の欄には同項第2号に基づく数量を、㉓の欄には同項第5号に基づく数量を、㉔の欄には同項第4号に基づく数量を、㉕の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㉖の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第3表

石油輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月実績

単位:キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係品の数量	指定石油製品合計
① 委託精製に係る指定石油製品の数量	
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
③ 輸入原料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量	
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量	
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造者向け原料用指定石油製品の数量(副生分を除く)	
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造者用指定石油製品の使用用数量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用用数量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用用数量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工場において副生された指定石油製品の数量	
㉑ ①- (②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	

(2) 指定石油製品の輸入関係	揮発油 合計	灯油 (ジェッキ ト燃料油 を含む。)	軽油	重油	原油
⑩ 指定石油製品の輸入量	/	/	/	/	/
⑪ 指定石油製品の輸入量	/	/	/	/	/
⑫ 濃滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑬ 濃滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑭ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑮ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑯ ⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮	/	/	/	/	/
⑰ 輸入原油の販売関係	/	/	/	/	原油
⑱ 自己輸入原油の販売量	/	/	/	/	/
⑲ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/	/	/	/	/
⑳ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/	/	/	/	/
㉑ 濃滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/	/	/	/	/
㉒ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量（販売先の生産工場で使用されなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
㉓ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
㉔ ⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓	/	/	/	/	/

(4) 基準備蓄量の算定等	指定 石油 製品 輸入 合計	揮 發 油	灯 油 (ジ エ ッ キ ト 燃 料 油 を 含 む)	輕 油	重 油	原 油
㉕ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70	/	/	/	/	/	/
㉖ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70	/	/	/	/	/	/
㉗ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70	/	/	/	/	/	/
㉘ ㉕+㉖+㉗+直前12箇月の日数	/	/	/	/	/	/
㉙ 第8条第2項第8号に掲げる事項	/	/	/	/	/	/
㉚ 基準備蓄量	/	/	/	/	/	/
㉛ 指定石油製品輸入関係の原油代替算定方式	/	/	/	/	/	/

備考 1 用紙の大きさは、日本規格A4とする。

2 ②から⑩までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからIまでに掲げる数量を、⑪から⑯までの欄にはそれぞれ同項第5号イからIまでに掲げる数量を、⑰の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、⑱の欄には同項第5号に基づく数量を、⑲の欄には同項第4号に基づく数量を、⑳の欄には第8条第2項第9号に基づく数量を、㉑の欄には第8条第2項第10号に基づく数量を記載すること。

第4表

石油ガス輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月実績
単位:トン

(1) 石油ガスの輸入関係		数量
①	石油ガスの輸入量	
②	輸出向け輸入石油ガスの数量	
③	石油化学製品製造原料用輸入 石油ガスの販売量	
④	石油化学製品製造原料用輸入 石油ガスの使用量	
⑤	① - (②+③+④)	

(2) 基準備蓄量の算定		数量
⑥	直前の1箇月の義務対象石油ガス輸入量×40÷直前の1箇月の日数	
⑦	第21条第2項第2号に掲げる事項	
⑧	基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 ②から⑤までの欄にはそれぞれ第21条第2項第1号イからハまでに掲げる数量を、⑧の欄には同項第3号に掲げる数量を記載すること。

様式第2 (第9条、第22条関係) (平成22年2月1日改正・平成22年3月1日施行)

基準備蓄量の変更に関する認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条第3項(第22条第3項)の規定に基づき、基準備蓄量を変更したいので、次のとおり申請します。

1 基準備蓄量の変更を希望する理由

2 基準備蓄量の変更を希望する期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3 (第13条関係) (平成22年6月1日改正、令和元年6月1日施行、令和2年6月1日施行、一部改正)

基準備蓄量減少申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

年 月の基準備蓄量について石油の備蓄の確保等に関する法律第7条第1項(第11条第2項において準用する第7条第1項)の規定による減少を希望するので、次のとおり申し出ます。

1 基準備蓄量の減少を希望する数量及び期間

減少前の基準備蓄量	
基準備蓄量の減少を希望する数量	
減少後の基準備蓄量	
基準備蓄量の減少を希望する期間	

2 基準備蓄量の減少を希望する理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第14条関係) (平成22年6月1日改正、令和元年6月1日施行、令和2年6月1日施行、一部改正)

基準備蓄量の減少の承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

年 月の基準備蓄量の減少について石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第1項(第11条第2項において準用する第8条第1項)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 基準備蓄量を減少しようとする数量、期間等

減少前の基準備蓄量	
基準備蓄量を減少しようとする数量	
減少後の基準備蓄量	
当該基準備蓄量の減少に伴い基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及び増加することとなる数量	

2 基準備蓄量を減少しようとする理由

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等又は石油ガス輸入業者が二以上ある場合にあっては、「当該基準備蓄量の減少に伴い基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及び増加することとなる数量」の欄には、各石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及びそれぞれが増加することとなる数量を記載すること。

様式第5 (第16条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

取引関係の確認申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所
商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
上記の者の代表者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第8条第2項)の規定を受けたので、次のとおり申し出ます。

各石油精製業者等又は石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名	
各石油精製業者等又は石油ガス輸入業者の間の取引関係	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第17条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

取引関係の変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所
商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
上記の者の代表者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第8条第2項)の規定による確認事項を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第17条第1項(第26条において準用する第17条第1項)の規定により届け出ます。

確認年月日	
確認通知文書の番号	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 代表者は、第16条(第26条において準用する場合を含む。)に規定する申出書に記載した代表者とすること。

様式第7 (第18条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

確認の申出の取下げ届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者	商号、名称 氏 名 (法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所	
商号、名称 氏 名 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住 所	
上記の者の代表者	商号、名称 氏 名 (法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所	

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項 (第11条第2項において準用する第6条第2項) の規定による確認を受けていないこととしたので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第18条第1項 (第26条において準用する第18条第1項) の規定により届け出ます。

確認年月日	
確認通知文書の番号	
確認を受けている各石油精製業者等 又は各石油ガス輸入業者の商号、名 称又は氏名	
確認を受けていないこととする予定 年月日	
確認を受けていないこととする理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 代表者は、第16条 (第26条において準用する場合を含む。) に規定する申出書に記載した代表者とすること。

様式第7の2 (第26条の4関係) (平24経産令81・追加、令元経産令17・一部改正)

災害時石油供給連携計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者	商号、名称 氏 名 印 (法人にあっては、代表者の氏名)
住 所	
届出者	商号、名称 氏 名 印 (法人にあっては、代表者の氏名)
住 所	

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条第4項の規定により、災害時石油供給連携計画を届け出ます。

1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	
区域	

④ 第26条の2の表に掲げられる区分及び地域を記載すること。

2 経済産業省との連絡に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合における経済産業者との連絡を行う担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当責任者の役職	電話番号

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

④ 特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

3 特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

① 共同体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が集合する場所

名称	住所
(郵便番号)	電話番号 ()
(郵便番号)	電話番号 ()

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

⑤ 集合する場所の施設が災害により損壊した時の予備の集合場所を想定している場合は、予備の集合する場所を二つ目の欄に記載すること。

○上記の場所に集合する各特定石油精製業者等の担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当者の役職	電話番号

⑥ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

⑦ 連絡調整のため特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も上記の場所に集合することとする場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

⑧ 情報共有に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勅告がなされた場合において特定石油精製業者等が情報交換を行う事項

・石油の貯蔵施設の被災状況等について具体的に情報交換を行う事項

石油の貯蔵施設における入出荷量及び在庫量等に関して具体的に情報交換を行う事項
--

⑨ 特定石油精製業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

⑩ 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

⑪ 経済産業省より被災地等への石油の供給要請を受けた場合における特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

・災害対策基本法（昭和36年法律第213号）に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の方法

石油の供給要請を受けた場合における特定石油精製業者等相互の連絡の方法

⑫ 災害対策基本法に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の詳細な手順について記載した資料を添付すること。

⑬ 特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勅告がなされた場合において特定石油精製業者等が共同利用を行う石油の貯蔵施設

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号)	電話番号 ()
	(郵便番号)	電話番号 ()
	(郵便番号)	電話番号 ()
	(郵便番号)	電話番号 ()

⑭ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

⑮ 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

⑯ 特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勅告がなされた場合において特定石油精製業者等が行う石油の輸送に係る協力

石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

- 6 本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有
 本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

--	--	--

④ 情報共有の状況を記載した資料を添付すること。

- 7 国家備蓄石油を保有する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号) 電話番号 ()	
貯蔵量		
油種 ()		キロリットル

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号) 電話番号 ()	
貯蔵量		
油種 ()		キロリットル

- 8 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項

- ・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

--	--	--

- ・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

--	--	--

④ 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第7の3 (第26条の4関係) (平24経産令61・追加、令元経産令17・一部改正)

災害時石油供給連携計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄等に関する法律第13条第4項の規定による災害時石油供給連携計画を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第23条の4第2項の規定により届け出ます。

計画が対象とする地域の区分	
計画が対象とする地域の区域	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 変更事項の欄には、様式第7の2の各事項のうち、変更する事項を記載すること。

3 必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

様式第7の4 (第26条の8関係) (平24経産令61・追加、令元経産令17・一部改正)

災害時石油ガス供給連携計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

法第14条第4項の規定により、別添のとおり、災害時石油ガス供給連携計画を届け出ます。

I. 石油ガス輸入業者

1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	
地域	

(8) 第26条の6の表に掲げられるいずれかの地域を記載すること。

2 特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

(1) 連絡体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名称 (役職)	電話番号

(8) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

(8) 特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業者との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

(2) 情報共有に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

(例) 特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

(例) 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

3 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの貯蔵施設の共同利用に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガスの貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号) 電話番号 ()	

(例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

(例) 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

4 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が行う石油ガスの輸送に係る協力

(例) 石油ガスの輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

5 特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

(例) 防災協定などへの参画状況

6 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項

・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

(例) 訓練の実施時期

・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

(例) 実施訓練の実施内容

(例) 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

II. 石油ガス販売事業者

1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	地域

(例) 第26条の6の表に掲げられるいすれかの地域を記載すること。

2 特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

(1) 連絡体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名前(役職)	電話番号

(例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

(例) 特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

(2) 情報共有に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

④ 特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

⑤ 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

3 特定石油ガス輸入業者等による石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の共同利用に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の名称	住所
	(郵便番号) 電話番号 ()	
	(郵便番号) 電話番号 ()	
	(郵便番号) 電話番号 ()	
	(郵便番号 123-0056) 電話番号 ()	

⑥ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

⑦ 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

4 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が行う石油ガスの輸送に係る協力

⑧ 石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

5 特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

6 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項

・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

⑨ 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第7の5 (第36条の8関係) (平24経産令61・追加、令元経産令17・一部改正)

災害時石油ガス供給連携計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第14条第4項の規定による災害時石油ガス供給連携計画を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第36条の8第2項の規定により届け出ます。

計画が対象とする地域の区分	
計画が対象とする地域の区域	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 変更事項の欄には、様式第7の4の各事項のうち、変更する事項を記載すること。

3 必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

様式第8 (第27条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令1・令元経産令17・令25経産令62・一部改正)

(第1面)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

石油輸入業登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の登録を受けたいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 (ふりがな) 商号、名称	
2 (ふりがな) 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
3 主たる事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号 () —
4 事業開始予定年月日	
5 事業開始予定年月日の属する月の石油の種類ごとの輸入予定量	
原油	灯油 (ジェット燃料を含む)
揮発油	軽油
重油	
キロリットル	キロリットル
キロリットル	キロリットル

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

(第2面)

6 法人である場合においては、役員の氏名及び住所			
(ふりがな) 氏 名	役職名等	住	所
		(郵便番号) 電話番号() -	
		(郵便番号) 電話番号() -	
		(郵便番号) 電話番号() -	
		(郵便番号) 電話番号() -	
		(郵便番号) 電話番号() -	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「役員」は、法第17条第1項第2号に該当するものについて全て記載すること。

3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(第3面)

7 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地			
名 称	所 在 地	貯 蔵 能 力 (キロリットル)	石油の種類
	電話番号() -		

電話番号() -		
-----------	--	--

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

様式第9 (第27条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令93・一部改正)
登録申請者の履歴書

氏名	(郵便番号) 電話番号 () -		
現住所		生年月日	年月日(満歳)
役職名等			
職	期間	内 容	
歴			
賞	年月日	賞罰の内 容	
罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「登録申請者」とは、第27条第2項第1号に規定する登録申請者をいう。
 3 「履歴」には、石油輸入業に係る職歴を全て記載すること。(当該石油輸入業に係る登録番号もあわせて記載すること。)
 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

様式第10 (第27条、第36条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令81・令元経産令17・令2経産令93・一部改正)

誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

当社及び石油の備蓄の確保等に関する法律第17条第1項第2号に規定する役員は、石油の備蓄の確保等に関する法律第19条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 個人である場合においては、「当社及び石油の備蓄の確保等に関する法律第17条第1項第2号に規定する役員は」を「私は」に改めて使用すること。
 3 第36条第2項の規定により作成する場合は、「第19条第1項各号」を「第19条第1項第2号から第6号まで」に改めて使用すること。

様式第11(第28条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
登録番号	

石油輸入業変更登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請求者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第1項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更予定年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項目は、記載しないこと。

3 変更事項の欄には、法第17条第1項第4号又は第5号のうち、変更する事項を記載すること。

様式第12(第29条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
登録番号	

石油輸入業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項目は、記載しないこと。

3 変更事項の欄には、法第17条第1項第1号から第3号までのうち、変更した事項を記載すること。

様式第13(第30条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年月日

石油輸入業廃止届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住所

石油輸入業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第21条の規定により届け出ます。

登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第14(第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

(第1面)

石油精製業開始届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住所

石油精製業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出ます。

製造場	1 主たる事務所の所在地		(郵便番号)	電話番号() -
	名 称	所在地	(郵便番号)	電話番号() -
製造場	特定設備の種類及び処理能力			
	名 称	所在地	(郵便番号)	電話番号() -
製造場	特定設備の種類及び処理能力			
	名 称	所在地	(郵便番号)	電話番号() -

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「特定設備の種類及び処理能力」の欄には、特定設備1基ごとに記載すること。
3 特定設備の処理能力は、1日の処理能力をキロリットル単位で表し、括弧書きでノンレル換算値を併記すること。
4 製造場が3以上ある場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

(第2面)

3 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地		
製造場の名称	所 在 地	電話番号() -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力		
製造場の名称	所 在 地	電話番号() -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力		
4 事業開始予定期		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

様式第15(第32条関係) (平13年産令229・全改、平24年産令61・令元延産令17・令2年産令92
一部改正)

石油精製業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 変更事項の欄には、法第26条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
 3 法第26条第1項第3号から第5号までに規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定期年月日」とすること。
 4 「製造場の所在地」、「特定設備の種類及び処理能力」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。

様式第16(第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

石油精製業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油精製業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17(第33条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

(第1面)

(特定)石油販売業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

(特定)石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号)	電話番号 () -
2 営業所の所在地	名 称	所 在 地
		(郵便番号) 電話番号 () -
		(郵便番号) 電話番号 () -
		(郵便番号) 電話番号 () -

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

(第2面)

3 主たる販売施設の概要
営業所の名称
貯蔵設備・計量器(可搬式も含む) (油種) (タンク総容量) (タンク基数) 計量器数

a 獅子油	K L	基	基
b 灯油	K L	基	基
c 軽油	K L	基	基
d	K L	基	基
e	K L	基	基
営業所の名称			
貯蔵施設・計量器(可搬式も含む。) (油種)		(タンク総容量)	(タンク基数)
a 獅子油	K L	基	基
b 灯油	K L	基	基
c 軽油	K L	基	基
d	K L	基	基
e	K L	基	基
4 主たる仕入先			
5 販売しようとする 石油の種類			
6 事業開始予定期間			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。
 3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(第3面)

(特定石油販売業者のみ記載)

7 密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名		
8 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地		
名 称	所在地	電話番号() -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力		
名 称	所在地	電話番号() -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

(第4面)

(法第27条第1項第5号の石油販売業者のみ記載)

9 営業所の給油設備の規模		
営業所の名称	給油設備のレーン数	
給油設備に用いる自家発電機の容量		KVA
営業所の名称	給油設備のレーン数	
給油設備に用いる自家発電機の容量		KVA
10 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先		
営業所の名称	電話番号その他の連絡先	
営業所の名称	電話番号その他の連絡先	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第4面の次に添付すること。
 3 「電話番号その他の連絡先」欄には、電話番号、電子メールアドレス等の事項を複数記載すること。

(第5面)

(法第27条第1項第5号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ記載)

11 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項	
---------------------------------------	--

営業所の名称	
タンクローリーの数	台
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル×室)
設置場所	
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル×室)
設置場所	
営業所の名称	
タンクローリーの数	台
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル×室)
設置場所	
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル×室)
設置場所	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「営業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第5面の次に添付すること。

様式第18(第33条関係) (平13年産令229・追加、平24年産令61・令元延産令17・令2年産令92
一部改正)

(特定)石油販売業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の儲蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	
設備の処分に関する事項	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 変更事項の欄には、法第22条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定期日」とすること。
 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

様式第19(第333条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

(特定)石油販売業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

(特定)石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条
第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	
設備の処分に関する 事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20(第344条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

石油ガス輸入業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油ガス輸入業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律
第26条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号 () -
2 石油ガスの貯蔵ごとの 貯蔵施設の貯蔵能力及び 所在地	
3 事業開始予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21 (第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

石油ガス輸入業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第28条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 変更事項の欄には、法第28条第1項第1号から第5号までのうち、変更する事項を記載すること。
 3 法第28条第1項第3号及び第4号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定期日」とすること。

様式第22 (第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

石油ガス輸入業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油ガス輸入業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第28条第3項において準用する第29条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

企業名	[企業名記入欄]			
事業所名	[事業所名記入欄]			
作成者の職名	[職名記入欄]			
作成者の氏名	[氏名記入欄]			
電話番号	[電話番号記入欄]			
1. 出荷設備被災状況				
①電源・動力	被災状況※1	復旧見込※2	備考	
電源(自家発電)				
電源(系統)				
動力(ポンプ等)				
2. 生産設備被災状況				
常工事留基盤	備考: [備考欄] (被災した装置(二次装置含む)の状況、復旧見込み及び製品生産への具体的影響を記載する)			
被災状況※1	復旧見込※2			
海上受入				
貨物受入				
タンクロード受入				

*1：「被災」欄…0→被災なし通常稼動、1→一部被災（一部施設利用不可）、2→全焼等完全利用不可、

3→停電（物損無し）、4→安全点検中、5→火災（延焼中）、
6→常圧蒸留装置は異常無いが二次装置以降が被災の為稼働停止（2、生産装置被災状況のみで使用

8→不明（確認中）、9→保有しない設備・装置

様式第22の3(第34条の3関係)・第1表 (平24年令81・追加、令元年令1・一部改正)
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油在庫量等(実績)

企業名	
作成者の職名及び氏名	
電話番号	
報告対象年月日	年 月 日

様式第22の3(第34条の3関係)・第2表(平24年産令61・追加、令元経産令1・一部改正)
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油在庫量等(見込)

企業名	
作成者の職名及び氏名	
電話番号	
報告対象年月日	年 月 日

① 处理量

事業所名	当日	翌日	当日2日後から7日後までのうち 大きな変化が見込まれる日				
	原油加工量 (KL)	常圧蒸留装置 操業能力 (ペルル/日)	原油処理量 (KL)	常圧蒸留装置 運営能力 (ペルル/日)	原油加工量 (KL)	常圧蒸留装置 操業能力 (ペルル/日)	月日

②輸入量

③输出量

(单位: kJ)

(单位: kJ)

様式第22の4（第34条の3関係）・第1表（平24修正令81・追加、令元修正令1・一部改正）

石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量（タンタローリー）

企業名	
事業所名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年 月 日
提出日	年 月 日

(单位: kJ)

様式第22の4（第34条の3関係）

様式第22の4（第34条の3関係）・第2表（平24総令81・追加、令元総令1・一部改正）

石油精製業者等の製油所及び油槽等寄石油出荷量（トラム缶等）	
企業名	
事業所名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	
報告対象年月日 年 月 日 提出日 年 月 日	

① ドラム缶

(单位: kJ)

②バルクコンテナ等

(单位: kJ)

様式第 22 の 4 (第34条の3関係) • 第3表 (平成24年産令61・追加、令元穀産令1・一部改正)
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量 (貨車出荷先)

企業名		報告対象年月日	年 月 日
事業所名		提出日	年 月 日
作成者の職名			
作成者の氏名			
電話番号			

様式第22の4（第34条の3関係）・第4表（平24経産令61・追加、令元経産令1・一部改正）

企業名		報告対象年月日	年 月 日
事業所名		提出日	年 月 日
作成者の職名			
作成者の氏名			
電話番号			

◎ 宗教

◎計画

當日	貨車							
	その他							
翌日	貨車							
	その他							
3日後	貨車							
	その他							
3日後	貨車							
	その他							
4日後	貨車							
	その他							
5日後	貨車							
	その他							
6日後	貨車							
	その他							
7日後	貨車							
	その他							

様式第22の4(第34条の3関係)・第5表(平34経産令81・追加、令元経産令1・一部改正)
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量(船舶)

企業名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

①転送

②販売（需要家向け海上出荷実績）

様式第22の5 (第34条の3関係) 第1表 (平成22年3月現在・調査)
石油販売業者の営業所被災状況

営業所名	所在地 (計量器、給油設備の設置状況 防火壁、土蔵、自家発電機等)	年 月 日 時 (石油の可否 営業時間)	備考
		(: ~ :)	

作成者の職名及び氏名
T E L

報告対象年月日

様式第22の5 (第34条の3関係) 第2表 (平成22年3月現在・調査)
地域の石油販売業者の被災状況

地域	地域の営業所の被害状況	地域の営業所数	給油可能営業所数	年 月 日 時

様式第22の6 (第34条の3関係) (平成22年令・第2)
石油販売業者の営業所在庫状況

様式第22の6 (第34条の3関係) (平成22年令・第2)

営業所名	所在地	油機ごとの在庫量 (在庫量)	年 月 日 時	備考
a 高級潤滑油	KL			
b 並級潤滑油	KL			
c 火油	KL			
d 軽油	KL			
e 重油	KL			
f	KL			

作成者の職名及び氏名 企業名	年 月 日 時
T E L	

様式第22の7 (第34条の3関係) (平成22年令・第2)
石油販売業者の営業所入出荷状況

様式第22の7 (第34条の3関係) (平成22年令・第2)

営業所名	所在地	油機ごとの入出荷量 (入荷量)	年 月 日 時	備考
a 高級潤滑油	KL	(出荷量)		
b 並級潤滑油	KL	(出荷量)		
c 火油	KL	(出荷量)		
d 軽油	KL	(出荷量)		
e 重油	KL	(出荷量)		
f	KL	(出荷量)		

営業所名	所在地	油機ごとの入出荷量 (出荷量)	年 月 日 時	備考
a 高級潤滑油	KL	(入荷量)		
b 並級潤滑油	KL	(入荷量)		
c 火油	KL	(入荷量)		
d 軽油	KL	(入荷量)		
e 重油	KL	(入荷量)		
f	KL	(入荷量)		

作成者の職名及び氏名 企業名	年 月 日 時
T E L	

営業所登録年月日

様式第22の8（第34条の3関係）（平24年令81・追加、令元年令81・一部改正）
営業所の配達・在庫等状況（石油精製業者等向け）

企業名	
事業所名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年	月	日
提出日	年	月	日

(单位: kJ)

(注) 1 特約店名については、3者店の場合のみ記載。

2 在庫数量については、必要に応じて記載。

様式第22の9（第34条の3関係）

様式第22の9（第34条の3関係）（平24経産令1・追加）

会社名又は団体名 事業所名			提出日
提出者所属部署			月
提出担当者名			日
提出担当者電話番号			
1. 納入基地設備被災状況			
①電源・動力※3	被災※1 ※2	復旧電送	備考
電源(自発電)			
電源(系統)			
動力(ポンプ等)			
②受入設備			
海上受入	被災※1 ※2	復旧※3	備考
口一り受入			

③油槽別タンク・出荷設備				
タンク	ロードー出荷	ボンベ出荷	海上出荷	備考
被災※1 ※2	復旧見込 被災※1 ※2	復旧見込 被災※1 ※2	復旧見込 被災※1 ※2	
プロパン				
ブラン				

2. 潜在等、人員等被災状況

備考：被災した潜室等及び人員の被災状況や復旧見込、出荷への具体的影響を入力してください

潜室等、人員	
潜室等	被災名
人員	担当

※1：「被災」欄…1→被災なし通常運転、1→一部被災（一部機能利用不可）、2→全機能完全利用不可、
 3→停電（物損無し）、4→安全点検中、5→火災（延焼中）、
 6→不明（確認中）、7→保有しない設備・装置

※2：「復旧見込」欄…被災が立たぬものは「99」を入力してください。

※3：1. の潜室等は輸入基地の状況を把握するものであるが、二次基地であっても電源及び動力が生産装置のものではなく、輸入基地と同様出荷設備についてのものとなります。
 注：石油ガス輸入業者が組織する団体が当該報告をするときは、石油ガス輸入業者すべての被災状況並びに復旧状況（1次基地、本社等）をまとめ資料を添付すること。

株式拂N-0-0 (拂34條の3題述) (平成22年6月実施)

石油ガス容器に石油ガスを充満する事業場等被災状況

提出日　月　日

1. 充填所設備被災状況		
①電源・動力※3	被災※1 ※2	備考
電源（自家発）		
電源（系統）		
充填機等		

②受入設備		
ロードー受入	被災※1 ※2	備考
ロードー出荷		

③油槽別タンク・出荷設備		
タンク	ロードー出荷	ボンベ出荷

被災※1 複田見込	被災※1 複田見込	被災※1 複田見込
プロパン		
ブタン		

2. 避難等、人員被災状況

避難等、人員
備考：「被災した建屋等及び人員の被災状況を複田見込、出前への具体的影響を入力してください」

3. 建屋等、人員被災状況

建屋等、人員
該当名
備考：「被災した建屋等及び人員の被災状況を複田見込、出前への具体的影響を入力してください」

4. 人員担当

人員
担当
備考：「被災した建屋等及び人員の被災状況を複田見込、出前への具体的影響を入力してください」

※1：「被災」欄…0→被災なし(被災無し)、1→一部被災(一部施設利用不可)、2→全棟等完全利用不可、3→停電(物損無し)、4→安全点検中、5→火災(延焼中)、6→不明(確認中)、7→保有しない設備(後置)

※2：「復旧見込」欄…一部復旧や期限のある復旧の場合は備考欄にその旨を入力してください。

会社名又は団体名	提出者用印	提出日
石油ガス供給設備等被災状況		
会社名又は団体名		
提出者用印		
提出担当者名		
提出担当者電話番号		

○需要家設備被災状況

備考

需要家別

被災戸数※1 複田見込※2

公共施設等

備考

病院

備考

工場等(大口)

備考

業務用

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被災戸数

備考

○被災戸数

備考

被

様式第 22 の 12 (第34条の 4 関係) (平24年政令第1 - 追加、令25年政令第1 - 一部改正)

卷之三

企
業
名
及
其
成
員
之
職
名
報
告
年
月
日

株式第 22 の 13
(第34条の4関係)
(平成24年総合会計監査報告書)

株式第22の14（第34条の4関係）・第1表（平24年議令61・追加、令元議令1・一部改正）

(年 月 日から 年 月 日まで)

(横尺數量單位 : k1)

石油輸入実績（石油製品輸入実績（保税輸入品を除く））

卷之四

梅尺數量船名稱

様式第22の15（第34条の4関係）

様式第22の14（第34条の3関係）・第3表（平成編令81・追加、令元編令1・一部改正）

石油輸入実績（石油製品輸入実績（保稅輸入品に限る））

(輸入量単位 燃料油 : kJ、石油ガス : t)

株式第22の15(第34条の4関係)・第1表(平24年基準令・追加、令元経営令1・一部改正)
五 本 総 収 益 () 百 万 円 組 合 ()

*様式第 22 の 15 (第34条の 3 関係) 第 2 表 (昭和昭和令・昭和・令元昭和令・一昭和正)

石油輸出実績 (石油製品輸出実績 (保稅輸出品を除く))

(年 月 日から 年 月 日まで)

(輸出量単位 燃料油 : kL、石油ガス : t)

輸 出 日 標出地 (企業・事業所) 原 油 名 輸 出 量 輸 出 先

製 品 名 輸 出 量

*様式第 22 の 15 (第34条の 3 関係) 第 3 表 (昭和昭和令・昭和・令元昭和令・一昭和正)

石油輸出実績 (石油製品輸出実績 (保稅輸出品に限る))

(年 月 日から 年 月 日まで)

(輸入量単位 燃料油 : kL、石油ガス : t)

企 業 名 作 成 者 の 氏 職 名

企 業 名 作 成 者 の 氏 職 名

報告対象年月日

報告対象年月日

Tel

Tel

様式第22の16(第34条の4関係)(平成版)(第34条の4関係)

製油所名	(年月日から年月日まで) 製油所原油管理・生産・受入・拠出量											
	(単位) 原油・燃料油・kL、石油ガス : t											
(1) 原油	(2) タンク	(3) ナフサ	(4) ジュラシック	(5) 灯油	(6) 精油	(7) A重油	(8) B・C重油	(9) 燃料油	(10) 石油ガス	(11) プロパン	(12) ブタン	
新潟県												
福島県												
宮城県												
岩手県												
青森県												
東北地方外海												
北海道												
東京都												
神奈川県												
埼玉県												
群馬県												
栃木県												
茨城県												
千葉県												
東海地方												
愛知県												
三重県												
岐阜県												
富山県												
石川県												
福井県												
滋賀県												
京都府												
奈良県												
和歌県												
兵庫県												
神戸港												
大阪府												
奈良港												
和歌港												
福岡県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

企業名 販売者の略名及び 番号	(年月日) 在庫量											
	原油	ナフサ	ジュラシック	灯油	精油	A重油	B・C重油	燃料油	石油ガス	粗ガソリン	粗軽油	半製品
新潟県												
福島県												
宮城県												
岩手県												
青森県												
東北地方外海												
北海道												
東京都												
神奈川県												
埼玉県												
群馬県												
栃木県												
茨城県												
千葉県												
東海地方												
愛知県												
三重県												
岐阜県												
富山県												
石川県												
福井県												
滋賀県												
京都府												
奈良県												
和歌県												
兵庫県												
神戸港												
大阪府												
奈良港												
和歌港												
福岡県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

※生産量は、自家用輸入を除いた数量で報告すること。

企業名 販売者の略名及び 番号	在庫量
新潟県	
福島県	
宮城県	
岩手県	
青森県	
東北地方外海	
北海道	
東京都	
神奈川県	
埼玉県	
群馬県	
栃木県	
茨城県	
千葉県	
東海地方	
愛知県	
三重県	
岐阜県	
富山県	
石川県	
福井県	
滋賀県	
京都府	
奈良県	
和歌県	
兵庫県	
神戸港	
大阪府	
奈良港	
和歌港	
福岡県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	

様式第22の1B (第34条の4関係) (平成24年基準令・通知、令元基準令・一部改訂)

(合元経産令 1・一部改正)

様式第 22 の 19 (第34条の 4 関係) (平24経産令81・追加、令元経産令 1・一部改正)

二、测试题是综合性的，能将有关知识融会贯通

3. 半製品在庫(単位:千円)

○.土蔵貯蔵率(単位:t/t)					
	粗ガソリン	粗灯油	粗碎油	粗重油	半製造油
月初在庫					
月末在庫					
増減					

4. 碳費分別月末在庫(單位:千t)			
	B+C市況	粗、重油	
≤0.3%	0.3% <	≤0.5%	0.5% <
上年度			
今年度			

6. 签记事项(定修签)

5. B・C重油販売内訳(単位:千㎘)

注) 前年同期実績

前年同期実績
今年度

企 業 名	作成者の職名 及び 氏名	TEL
	報告宛年月日	年 月 日

輸入 契約 相手 取扱 方法	月分						月分						月分						月分					
	(1)ターミナル (2)スポット取扱	ブレット	プロパン ブレット	タック	ブレット																			
輸入 料 金																								
供給料 金																								
保証料																								
月次予算 目出水差額																								
備考																								

(注)1. 輸入については、開港点におけるダーム契約及びスポット契約の実績、予定を記入すること。
 2. 石油精製等においては、メーター間の構成、局からの構成等も含む。
 3. 月末在庫には、原油所在庫、輸入基地在庫及び二次基地在庫を記すこと。
 4. 自社保有量とは、石油の備蓄の運営等に関する法律における石油ガス保有者の届出に準じた該当量（輸入基地及び一部二大基地）を記すこと。
 5. 備蓄日数は、輸入予定期から基準備蓄量を算出し、基準備蓄量に対する保有量から求めること（概算可）。

企 業 名	内 部 者 の 職 務 及 び 名 前	備 考 外 部 者 の 職 務 及 び 名 前	年 月 日

様式第23（第35条関係）(平13年令229・追加、平19年令78・平24年令81・令元年令17
・令2年令92・一部改正)

石油（石油ガス）備蓄状況等届出書

年　月　日

経済産業大臣 殿

届出者　商号、名称
氏名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条の規定により、石油（石油ガス）の備蓄の状況を別紙のとおり届け出ます。

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2　別紙は石油精製業者等（特定石油精製業者等を除く。）にあっては第1表及び第2表の様式、石油精製業者等（特定石油精製業者等に限る）にあっては第1表、第2表及び第5表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第3表及び第4表の様式によること。

第1表

年 月石油備蓄状況

測定日： 年 月15日

単位：キロリットル

	指定石油製品 合計	揮発油	灯油 (ジエッジ ト燃料油 を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への換算						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

測定日： 年 月末日

単位：キロリットル

	指定石油製品 合計	揮発油	灯油 (ジエッジ ト燃料油 を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への換算						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「自己所有石油貯油量」欄には、石油備蓄契約（外国の政府若しくは関係機関又は外國の法人その他の外國の団体に対して石油を購入する権利を有する契約をいい、当該外国の政府と日本国政府との間に、当該外国の緊急時ににおいて該該外国への当該契約に係る石油の移転に対して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限る。以下同じ。）の対象として保有する石油がある場合にはその量を引いた数量を記載すること。

3 「指定石油製品合計」欄は、指定石油製品について基準備蓄量が存在するときのみ下記①～④の合計を記入すること。

①揮発油の保有量から当該月に保有すべき揮発油の量を引いた数量

②灯油の保有量から当該月に保有すべき灯油の量を引いた数量

③軽油の保有量から当該月に保有すべき軽油の量を引いた数量

④重油の保有量から当該月に保有すべき重油の量を引いた数量

4 「その他」の欄には、衛星航行装置により算入した石油がある場合にはその数量、石油備蓄施設との対象として保有する石油がある場合にはその数量、並びに備蓄量の変更時に保有条件を付した場合にはその保有条件への適否又は指定石油製品の輸入に係る備蓄を原油で保有した場合にはその保有条件への適否をそれぞれ記載すること。

第2表

年 月末日の自己所有石油貯油量の内訳等

単位：キロリットル

(1) 自己所有石油の備蓄施設別 内訳	揮発油	灯油 (ジエッジ ト燃料油 を含む。)	軽油	重油	原油
自己施設					
他者施設					
入港中船舶（外航）					
輸送中船舶（内航）					
その他					
合 計（自己所有石油貯油量）					

(2) 自己所有石油の備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先

施設保有者名	施設名	所 在 地	施設番号	連絡先	備 考

(3) 衛星航行装置により算入した石油

船 名	船籍	数 量 (検尺)	カウ ン ト時 期	位 置	入港 場所	入港 時 期	有効 期間	検査機 名及 び検査 番号

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 衛星航行装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航行装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第3表

年 月石油ガス備蓄状況

測定日： 年 月15日 単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

測定日： 年 月末日 単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「石油ガス保有量」の欄には、石油備蓄契約（外國の政府若しくは開発機関又は外國の法人その他の外國の団体に対して石油ガスを購入する権利を与える契約をいい、当該外國の政府と日本国政府との間に、当該外國の緊急時において当該外國への当該契約に係る石油ガスの移転に対して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限る。以下同じ。）の対象として保有する石油ガスがある場合にはその量を引いた数量を記載すること。

3 「その他」の欄には、衛星航法装置により算入した石油ガスがある場合にはその数量、石油備蓄契約の対象として保有する石油ガスがある場合にはその数量をそれぞれ記載すること。

第4表

年 月末日の自己所有石油ガス貯油量の内訳等

単位：トン

(1) 自己所有石油ガスの備蓄施設別内訳	プロパン		ブタン		計	
	一次 基地	二次 基地	一次 基地	二次 基地	一次 基地	二次 基地
自己施設						
他者施設						
入港中船舶（外航）						
輸送中船舶（内航）						
その他						
合計（自己所有石油ガス貯油量）						

(2) 自己所有石油ガスの備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先

施設保有者名	施設名	所在地	施設番号	連絡先	備考

(3) 衛星航法装置により算入した石油ガス

船名	船籍	数量 (検尺)	カウント時期	位置	入港場所	入港時期	有効期間	検査機関名及び検査番号

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第5表

1. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵量の内訳等

単位：キロリットル

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

貯蔵の欄には、出届者が所有するガソリン、ジェット燃料油、灯油、A重油、粗ガソリン、粗灯油、粗軽油及び粗重油を保管する全ての事業所についてそれ記載すること。

3 製品の定義は経済産業省生産動態統計調査又は石油製品需給動態統計調査に準ずるものとする。

第5表

2. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵能力

(1) 眇藏能力 (油槽所)

備考 1 用紙の大きさは 日本産業規格 A4 とする

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること

2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること。
3 「其数」の欄には供用中のものの全数を申請時で保有する全てのタンクの其数を記載すること。

「休」の欄には休止中の名シク数を記載すること

「瞬間能力」の欄には「タンク容量」に対して「

5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基数」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

2. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵量の内訳等

(2) 貯蔵能力(製油所)

運営会社名	事業所名	所在地	ガソリン				ジェット				灯油				軽油				A重油				
			タンク容 量(kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)																	
0																							
粗ガソリン																							
運営会社名	事業所名	所在地	粗灯油				粗軽油				粗重油												
			タンク容 量(kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)																	
計																							
運営会社名	事業所名	所在地	粗ガソリン				ジェット				灯油				軽油				A重油				
			タンク容 量(kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)																	
粗ガソリン																							
運営会社名	事業所名	所在地	粗灯油				粗軽油				粗重油												
			タンク容 量(kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)																	
計																							
運営会社名	事業所名	所在地	粗ガソリン				ジェット				灯油				軽油				A重油				
			タンク容 量(kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)																	
粗ガソリン																							
計																							

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること。

3 「基数」の欄には休止中のものも含めた事業所で保有する全てのタンクの基数を記載すること。

4 「休」の欄には休止中のタンク数を記載すること。

5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基数」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

3. 年 月末日の各事業所の所属タンクローリー数

運営会社名	事業所名	所在地	所属タンクローリー												単位：台							
			白物用				黒物用				ジェット燃料油用											
14kl	16kl	20kl	24kl	28kl	32kl	44kl	57kl	14kl	16kl	20kl	24kl	26kl	28kl	32kl	44kl	14kl	16kl	20kl	24kl	26kl	32kl	
14kl																						
16kl																						
20kl																						
24kl																						
28kl																						
32kl																						
44kl																						
57kl																						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「白物用」の欄にはガソリン、灯油、軽油輸送用、「黒物用」の欄にはA重油輸送用、「ジェット燃料油用」の欄にはジェット燃料油輸送用の所属タンクローリーの台数について記載すること。

第5表

4. タンクローリー出荷設備能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 各欄には前年度3月末時点におけるレーン数を記載すること。

第5表

5. 各事業所の棧橋能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 各欄には前年度3月末時点における能力を記載すること。

3 事業所に棧橋が5か所以上ある場合は、2行以上を用いて記載すること。

4 「溝底水深」欄については、栈橋ごとに水深が異なる場合はそれぞれ記入してください。(例…①25m、②40m)

「愛出」欄には、愛入車両であれば「愛」、出荷車両であれば「出」、愛は出し可能であれば「愛出」の別で記載すること。

「出荷可能沖種」欄には、可能な沖種を以下の略目にしたがって記載すること。

「出荷可能油種」欄には、可能な油種を以下の略号にしたがって記載する。
1.軽油、2.重油、3.重油、4.重油、5.ガソリン、6.機械油、7.

ガソリン・灯油・軽油：白、A重油・C重油：黒、ジェット燃料油：シ

① ガソリン、灯油、軽油、ジェットのいずれも出荷可能な棧橋→白ジ

第5表

6. 各事業所のタンク車入出荷能力及びドラム缶出荷能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 各欄には前年度3月末時点における能力を記載すること。

3 「片側／両側」欄には片側の場合であれば「片」、両側の場合であれば「両」と記載すること。

様式第24（第36条関係）

様式第24(第36条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17・令2経産令82・一部改正)

×整理番号 |
×受理年月日 | 年 月 日

石油輸入業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏名

氏 名

(法人にあつて)

住 所

承継年月日	
承継人の登録年月日及び登録番号	
被承継人の登録年月日及び登録番号	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準準備蓄量	
承継前の承継人の基準準備蓄量	
承継後の承継人の基準準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 「承継人の登録年月日及び登録番号」及び「承継前の承継人の基準備

「承認人の登録年月日及び登録番号」及び「承認前の承認人の審査量」の欄は、第37条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第25(第36条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油輸入業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり、石油輸入業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の登録年月 日及び登録番号	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第26(第36条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油輸入業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、石油輸入業者を承継すべき相続人を選定することに同意したこと
を証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の登録年月日及び登 録番号	
石油輸入業者の地位を承継す る者として選定された者の氏 名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、石油輸入業者の地位を承継する者をして選定された者以外
の相続人全員とする。

様式第27(第36条関係) (平13年産業令239・追加、令元産業令17・令2年産業令92・一部改正)

石油輸入業者相続証明書

年月日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住所

次のとおり石油輸入業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の登録年月日及び登録番号	
石油輸入業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第28(第36条関係) (平13年産業令239・追加、令元産業令17・令2年産業令92・一部改正)

石油輸入業者承継証明書

年月日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

次のとおり分割によって石油輸入業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の登録年月日及び登録番号	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第29（第39条関係）（平13経産令229・追加、平24経産令01・令元経産令17・令2経産令02・一部改正）

石油精製業承継届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第30（第39条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正）

石油精製業者事業譲渡證明書

年月日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

次のとおり、石油精製業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31(第39条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油精製業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、石油精製業者を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油精製業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、石油精製業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第32(第39条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油精製業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり石油精製業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油精製業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第33(第39条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

石油精製業承継証明書

年月日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

承継者 商号、名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

次のとおり分割によって石油精製業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第34(第41条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
一部改正)

特定石油販売業承継届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第38条第4項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第41条第1項において準用する第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第35(第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

特定石油販売業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり、特定石油販売業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第36(第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

特定石油販売業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、特定石油販売業を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
特定石油販売業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、特定石油販売業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第37(第41条関係) (平13年産令229・追加、令元産令17・令2年産令92・一部改正)

特定石油販売業者相続証明書

年月日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住所

次のとおり特定石油販売業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
特定石油販売業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第38(第41条関係) (平13年産令229・追加、令元産令17・令2年産令92・一部改正)

特定石油販売業者承継証明書

年月日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり分割によって特定石油販売業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第39(第41条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令01・令元経産令17・令2経産令02
・一部改正)

石油ガス輸入業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第42条第2項において準用する第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第40(第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

石油ガス輸入業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり、石油ガス輸入業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第41(第41条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油ガス輸入業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、石油ガス輸入業者を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油ガス輸入業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、石油ガス輸入業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第42(第41条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油ガス輸入業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり石油ガス輸入業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油ガス輸入業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第43(第41条関係) (平13政基令229・追加、令元政基令17・令2政基令92・一部改正)

石油ガス輸入業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり分割によって石油ガス輸入業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第44(第44条関係) (平13政基令229・追加、平14政基令61・令元政基令17・一部改正)

表 面

第 号

石油の備蓄の確保等に関する法律第40条第3項の規定による立入検査証

職名及び氏名 年 月 日 生

年 月 日 発行

経済産業大臣 印

押印スタンプ

写 真

裏 面

石油の備蓄の確保等に関する法律抜粋

第40条(略)

2. 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油業者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4. 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のためにみとめられたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～四(略)

五 第40条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B4とする。

様式第44の10（第45条の3関係）(平成22年2月・改訂)

石油ガス精治予定表

(単位:千t)

輸入 契約相手 原産国	月分						
(1) ターム契約分	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
(2) スポット契約分							
輸入計							
石油精製等							
供給計							
貯 売							
月末在庫							
自己保有量							
開港日数							

(注) 1. 輸入については、現時点におけるターム契約及びスポット契約毎の実績、予定を記入すること。

2. 石油精製等には、メーカー間の譲り受けも含む。

3. 月末在庫には、製油所在庫、輸入基地在庫及び二本基地在庫の合計を記入すること。

4. 自社保有量には、石油の精製の過程等に関する法律における石油ガス保有量の届出に準じた該当量(輸入基地及び一部

二次基地分)を記入すること。

5. 油港日数は、輸入予定期から実際開港日を算出し、実際開港日より遅れる保有量を控めること。(前開句)。

企業名 及び 代表者氏名	地域
報告書年月日 平成 年 月 日	